

令和6年度アスベスト対策の取組み（報告）

福岡市におけるアスベスト対策について、令和6年度の取組み状況を下記のとおり公表します。

記

1 建築物の吹付けアスベスト等の使用状況調査結果について

（1）市有建築物・・・別紙1

- ①一般施設（市庁舎、区役所、公民館、学校等）
- ②市営住宅

（2）民間建築物・・・別紙2、3

- ①大規模建築物（延べ面積1,000㎡以上のもの）
- ②大規模建築物以外（延べ面積1,000㎡未満のもの）
- ③社会福祉施設等
- ④病院施設

2 アスベストの除去工事等に対する助成について

民間建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査及び除去等工事にかかる費用を補助しています。令和6年度の実績は、ありませんでした。

補助限度額一覧

対象建築物	指定建築物		左記以外の建築物
分析調査	25万円		
除去等工事	除去工事	封じ込め工事 囲い込み工事	除去工事 封じ込め工事 囲い込み工事
	300万円	120万円	120万円

3 大気中のアスベスト濃度について・・・別紙4

- （1）一般環境大気
- （2）アスベスト除去等工事

4 問い合わせ先一覧

問　い　合　わ　せ　内　容		局	所　属	電　話　番　号
市有建築物等	一般施設	財政局	アセットマネジメント推進部 アセットマネジメント推進課	733-5426
	学校施設	教育委員会	教育環境部施設課	711-4622
	市営住宅	住宅都市みどり局	住宅部住宅建設課	711-4555
社会福祉施設等		こども未来局	こども政策部総務課	711-4170
		福祉局	高齢社会部事業者指導課 障がい者部障がい施設福祉課	711-4319 711-4249
病院		保健医療局	保健所地域衛生部医薬務・衛生推進課	791-7263
民間建築物		住宅都市みどり局	建築指導部建築調整課	711-4586
補助制度				
大気濃度調査結果		環境局	環境監理部環境保全課	733-5386

市有建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査結果について

1 一般施設について

(1) 使用状況調査結果

平成8年度以前に竣工した一般施設を対象として、令和6年度は次の取組みを行った。

- ・調査対象施設 1, 121 施設について使用状況調査を行なった。
(対象施設は解体等により減少 1, 141→1, 121)
- ・処置済（封じ込め、囲い込みによる飛散防止処置を実施）10 施設のうち、和白水処理センターで新たな使用箇所が発見されたため、当該箇所を除去した（処置済 10 に変更なし）。
なお、和白水処理センターを含む処置済 10 施設の使用箇所については、継続して適正な管理（定期点検）を行っていることを確認した。
- ・除去済 78 施設のうち、旧東市民センター及び消防学校の 2 施設において新たな使用箇所が各 1 箇所発見された。旧東市民センターは令和6年度に除去済みであり、消防学校は令和7年度に除去を行う予定（これにより除去済 78→77、未処理 0→1）。

区分		調査対象 施設数 ①+②	アスベスト 無 ①	アスベスト			
				有※1 ②	未処理	処置 済	除去 済
一般 施設	令和5年度末	1, 141	1, 053	88	0	10	78
	令和6年度末	1, 121	1, 033	88	1	10	77
	増減	-20	-20	±0	+1	±0	-1

※1：これまでの調査でアスベストの使用が確認されたもの

(2) 今後の対応

アスベスト等の使用が確認できた施設については、早期に処理工事を行うなどの対応を図る。

また、吹付けアスベスト等の処置済施設（封じ込め、囲い込み）については、アスベストの状態を継続的に確認するとともに、増築、改築、改修工事等を行う際に除去等必要な処理を行う。

2 市営住宅について

(1) 使用状況調査結果

以下の市営住宅について調査を行っており、令和5年度末でアスベスト有としていた4団地8棟（囲い込みによる飛散防止処置済）について、令和6年度も継続して適正な管理を行った（施設数に変更なし）。

調査対象：平成8年度以前に吹付けロックウールを使用し竣工した13団地

昭和51年度から平成11年度までに吹付けひる石を使用し建設した98団地

調査期間：平成17年度から令和6年度まで

(令和6年度末現在)

区分	調査対象 施設数※1		アスベスト 無	アスベスト 有			
				有	継続管理※3		
	種別	施設数					処置済※4
市営 住宅	102 団地	吹付けロックウールを 使用した施設	13団地 28室	13団地 28室	—	—	—
		吹付けひる石を 使用した施設※2	98団地 207 棟	94団地 199 棟	4団地 8 棟	4団地 8 棟	4団地 8 棟

※1：調査対象施設数102団地は、吹付けロックウールを使用した13団地と吹付けひる石を使用した98団地の合計から重複している9団地を差し引いた数値。

※2：吹付けひる石の調査対象施設については、国土交通省の通達に基づき抽出。

なお、吹付けひる石は部屋内の天井に仕上げ材として使用されているが、性状は強固であり、アスベストを含有している場合でも、飛散する可能性は極めて低いと考えられる。

※3：アスベスト含有吹付けひる石が使用された4団地8棟（420戸）のうち、居住者から工事の同意を得た住戸及び維持管理の中で工事が完了した住戸の389戸について飛散防止処置が完了している。

※4：アスベスト飛散防止処置（囲い込み）を行ったもの。

(2) 今後の対応

アスベスト有の4団地8棟のうち、飛散防止処置が完了している住戸については、引き続きアスベストの状態を継続的に確認する。

また、飛散防止処置（囲い込み）について居住者から同意が得られなかった住戸については、今後の維持管理の中で囲い込みを行う予定である。

民間建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査結果について

1 民間建築物使用状況調査結果

建築基準法で規制されている吹付けアスベスト等について、国の通知に基づき以下の民間の大規模建築物を対象とした調査を継続的に実施している。

また、平成 25 年度から大規模建築物以外についても、吹付けアスベスト等を使用している可能性のある建築物を対象とした調査を実施している。

令和 6 年度に実施した調査の結果は以下のとおり。

(1) 調査内容

調査A 対象建築物：平成元年以前施工の大規模建築物（延べ面積 1,000 m²以上のもの）

調査期間：平成 17 年 8 月 8 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

調査B 対象建築物：平成元年以前施工の大規模建築物以外（延べ面積 1,000 m²未満のもの）の鉄骨造 3 階建以上の建築物で、用途が店舗、倉庫・自動車車庫、工場、共同住宅、複合用途、集会所、ホテル・旅館及び飲食店の建築物であるもの

調査期間：平成 26 年 3 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(2) 調査方法

調査票を送付。所有者等による自主調査、記入の上、返送を依頼。（調査A、Bとも）

(3) 調査結果

- ・調査Aにおいて、アスベスト有で未処理だった 16 施設のうち 6 施設について、処置（1 施設）及び除去（5 施設）が行われた。

（これにより未処理 16→10、処置済 187→188、除去済 145→150）

- ・調査Bにおいて、新たに 44 施設から報告があり、そのうち 42 施設では吹付けアスベスト等の使用は確認されなかったが、残り 2 施設で吹付けアスベスト等の使用が確認された。
また、アスベスト有で未処理だった 50 施設のうち 15 施設において、処置（5 施設）及び除去（10 施設）が行われた。

（これにより未報告物件数 2785→2741、報告のあった建築物の数 1,790→1,834、
アスベスト無 1,706→1,748、アスベスト有 84→86、未処理 50→37、処置済 27→32、
除去済 7→17）

区分		調査対象 建築物数	未報告 物件数	報告の あった 建築物 の数 ①+②	アスベスト 無 ①	ア ス ベ ス ト			
						有※ ¹ ②	未処理	処置 済※ ²	除去 済
調査 A	令和5年度末	6,215	201	6,014	5,666	348	16	187	145
	令和6年度末	6,215	201	6,014	5,666	348	10	188	150
	増減	±0	±0	±0	±0	±0	-6	+1	+5
調査 B	令和5年度末	4,575	2,785	1,790	1,706	84	50	27	7
	令和6年度末	4,575	2,741	1,834	1,748	86	37	32	17
	増減	±0	-44	+44	+42	+2	-13	+5	+10

※1：所有者等による自主調査で「アスベスト有」と報告があったもの

※2：アスベスト飛散防止処置を実施したもの

2 今後の対応

吹付けアスベスト等の未処理施設については、引き続き、増改築時の除去等の義務及び除去工事や分析調査に対する補助制度の周知に取り組むとともに、県・労働局等との連携により関係法令等の遵守及び損傷によるばく露の防止の徹底を推進する。

（令和6年度補助実績：分析調査、除去等ともに0件）。

社会福祉施設等及び病院施設における吹付けアスベスト等の使用状況調査結果について

1 社会福祉施設等について

(1) 使用状況調査結果

平成8年度以前に竣工した社会福祉施設等について調査を行っており、令和6年度の調査結果は以下のとおり。

- ・福祉局所管の施設において、新規指定等により調査対象施設が48施設増えた。その48施設について吹付けアスベスト等の使用状況は不明のため、使用不明も48施設増えた。
- ・こども未来局所管の施設において、新規登録等により調査対象施設が50施設増えた。そのうち48施設では吹付けアスベスト等の使用は確認されなかった。残り2施設では吹付けアスベスト等の使用が確認されたが、すでに除去済みであった。
(これによりアスベスト有11→13、除去済2→4)

区分		調査対象 施設数 ①+②+③	アスベスト 無 ①	アスベスト				使用 不明 ③
				有 ②	未処理	処置 済※1	除去 済	
福祉局	令和5年度末	217	147	5	0	4	1	65
	令和6年度末	265	147	5	0	4	1	113
	増減	+48	±0	±0	±0	±0	±0	+48
こども未来局	令和5年度末	260	249	11	0	9	2	0
	令和6年度末	310	297	13	0	9	4	0
	増減	+50	+48	+2	±0	±0	+2	±0

※1：アスベスト飛散防止処置を実施したもの

(2) 今後の対応

処置済施設については、アスベストの状態を継続的に確認するよう指導する。
使用不明の施設については、分析調査を行うよう指導する。

2 病院施設について

(1) 使用状況調査結果

平成8年度以前に竣工した病院施設について調査を行っており、令和6年度の調査結果は以下のとおり。

- ・規模縮小により調査対象から1施設除外。なお、当該施設はアスベスト無の施設であった。
(これにより調査対象施設数 80→79、アスベスト無 58→57)

区分		調査対象 施設数 ①+②	アスベスト 無 ①	アスベスト			
				有 ②	未処理	処置 済※1	除去 済
保健 医療局	令和5年度末	80	58	22	0	11	11
	令和6年度末	79	57	22	0	11	11
	増減	-1	-1	±0	±0	±0	±0

※1：アスベスト飛散防止処置を実施したもの

(2) 今後の対応

新たに吹付けアスベスト等の使用を確認した場合は、除去等を含め早期に対策をとるよう指導する。

大気中のアスベスト測定結果について

福岡市内 5 地域（各 2 地点）で一般環境大気中のアスベスト濃度を測定するとともに、アスベスト除去等工事現場の敷地境界で大気中のアスベスト濃度を測定した。

1 一般環境大気

いずれの地域でも総繊維数濃度^{※1} 1 本/L 未満であり、WHO の資料^{※2} からも健康影響はないとされている濃度レベルだった。

表 1 一般環境大気中のアスベスト測定結果

地域分類	測定地域	総繊維数濃度（本/L） （位相差顕微鏡法）	
		地点 1	地点 2
住宅地域	早良区祖原	0.070	0.11
	南区塩原	0.088	0.12
商業地域	中央区天神	0.12	0.10
準工業地域	博多区吉塚	0.10	0.20
幹線道路沿線地域	博多区千代	0.15	0.16

※1：アスベスト以外の繊維も含む全ての繊維状粒子濃度の合計で、位相差顕微鏡法で測定。

※2：【WHO の環境保健クライテリア 53（1986）】石綿及びその他の天然鉱物繊維が人の健康に及ぼす影響を総合的に評価したもので、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は 1～10 本／リットル程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い」とされている。

2 アスベスト除去等工事

令和 6 年度にアスベスト排出等作業実施届出があった工事現場及び令和 5 年の届出のうち令和 6 年度にアスベスト除去等工事をした工事現場の 59 件のうち、50 件の工事現場の敷地境界において、大気中のアスベスト濃度を測定した。

その結果、アスベスト繊維数濃度が目安としている 10 本/L^{※3} を超過した工事現場が 1 件あったため、結果判明後に直ちに工事を止め、原因調査と改善対策を指導し、工事再開後に適切な除去工事が行われたことを確認した。

※3：大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設（アスベスト製品製造施設等）の敷地境界基準

表2 アスベスト除去等工事におけるアスベスト測定結果

令和6年度届出件数及び令和5年度からの繰り越し工事現場の件数 59 件	
<内訳> 令和6年度アスベスト排出等作業実施届出件数 55 件 令和5年度アスベスト排出等作業実施届出のうち6年度に除去等工事をした件数 4 件	
アスベスト濃度測定を行った工事現場の件数 50 件	
<測定結果> ①総繊維数濃度※ ⁴ 10 本/L 以下 49 件 ②総繊維数濃度 10 本/L 超過 1 件 (うちアスベスト繊維数濃度 10 本/L 超過 1 件)	
アスベスト濃度測定を行わなかった工事現場の件数 9 件	
<内訳> ①飛散の恐れが無い工法等 8 件 ②次年度に測定を行うもの 1 件	

※4：アスベスト以外の繊維も含む全ての繊維状粒子濃度の合計で、位相差顕微鏡法で測定。